

令和3年就労条件総合調査 結果の概況が厚生労働省から11月9日公表されました。

結果の概要に関しては、下記の3項目です。

- ①労働時間制度
- ②賃金制度
- ③労働費用

3回に分けて問題形式で記載していきます。

答えはすべて正解です。

[問題] 1日の所定労働時間は、1企業平均7時間47分（令和2年調査7時間47分）、労働者1人平均7時間46分（同7時間46分）となっている。

[問題] 週所定労働時間は、1企業平均39時間25分（同39時間24分）となっており、これを産業別にみると、「金融業,保険業」が38時間19分で最も短く、「宿泊業,飲食サービス業」が40時間03分で最も長くなっている。

[問題] 主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は83.5%（令和2年調査82.5%）となっており、このうち「完全週休2日制」を採用している企業割合は48.4%（同44.9%）となっている。

[問題] 「完全週休2日制」を採用している企業を企業規模別にみると、「1,000人以上」が66.7%、「300～999人」が60.0%、「100～299人」が53.7%、「30～99人」が45.0%となっている。

[問題] 週休制の形態別適用労働者割合をみると、「何らかの週休2日制」は84.8%（令和2年調査85.9%）となっており、このうち「完全週休2日制」は60.7%（同58.0%）となっている。

[問題] 1年間の年間休日総数の1企業平均は110.5日（令和2年調査109.9日）、労働者1人平均は116.1日（同116.0日）となっている。

[問題] 1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000人以上」が116.8日、「300～999人」が115.2日、「100～299人」が112.9日、「30～99人」が109.0日となっている。

[問題] 1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）をみると、労働者1人平均は17.9日（令和2年調査18.0日）、このうち労働者が取得した日数は10.1日（同10.1日）で、取得率は56.6%（同56.3%）となっており、昭和59年以降過去最高となっている。

[問題] 取得率を産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が73.3%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が45.0%と最も低くなっている。

[問題] 年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は46.2%（令和2年調査43.2%）となっており、計画的付与日数階級別にみると、「5～6日」が69.1%（同66.6%）と最も高くなっている。

[問題] 夏季休暇、病気休暇等の特別休暇制度がある企業割合は59.9%（令和2年調査58.9%）となっており、これを特別休暇制度の種類（複数回答）別にみると、「夏季休暇」42.0%（同41.3%）、「病気休暇」23.8%（同23.3%）、「リフレッシュ休暇」13.9%（同13.1%）、「ボランティア休暇」4.5%（同4.6%）、「教育訓練休暇」3.2%（同4.3%）、「左記以外の1週間以上の長期の休暇」16.0%（同16.0%）となっている。

[問題] 変形労働時間制を採用している企業割合は59.6%（令和2年調査59.6%）となっている。

[問題] 上記を企業規模別にみると、「1,000人以上」が76.4%、「300～999人」が69.5%、「100～299人」が63.1%、「30～99人」が56.9%となっており、また、変形労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「1年単位の変形労働時間制」が31.4%、「1か月単位の変形労働時間制」が25.0%、「フレックスタイム制」が6.5%となっている。

[問題] 変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は48.9%（令和2年調査51.5%）となっており、これを変形労働時間制の種類別にみると、「1年単位の変形労働時間制」は17.8%、「1か月単位の 変形労働時間制」は21.5%、「フレックスタイム制」は9.5%となっている。

[問題] みなし労働時間制を採用している企業割合は13.1%（令和2年調査13.0%）となっており、これをみなし労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が11.4%、「専門業務型裁量労働制」が2.0%、「企画業務型裁量労働制」が0.4%となっている。

〔問題〕 みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は 8.2%（令和2年調査 8.9%）となっており、これをみなし労働時間制の種類別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が 6.7%、「専門業務型裁量労働制」が 1.2%、「企画業務型裁量労働制」が 0.3%となっている。

〔問題〕 勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が 4.6%（令和2年 調査 4.2%）、「導入を予定又は検討している」が 13.8%（同 15.9%）、「導入予定はなく、検討もしていない」が 80.2%（同 78.3%）となっている。

〔問題〕 勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない企業について、導入予定はなく、検討もしていない理由（複数回答）別の企業割合をみると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が 57.4%（令和2年調査 56.7%）と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が 19.2%（同 13.7%）となっている。また、「当該制度を知らなかったため」の全企業に対する企業割合は 15.4%となっている。